さっぽろ天神山アートスタジオ管理運営業務（公募型企画競争）　質問と回答　（R4.1.7 掲載）

No.	記載箇所	質問	回答
1	仕様書６（3）ウ（イ）	オンラインでの事業実施の場合、「成果発表もオンラインでの公開とする」とあります。成果発表は招聘されるアーティストのプロジェクトの最終段階に位置づく活動となります。オフラインで実施する方がプロジェクトにとってよりよいケースもあると考えます。 オンラインでの成果発表と主催者が限定する理由はなんでしょうか。 応募をするアーティスト、プロジェクトをコーディネート/伴走する専門人材にとって、プロジェクト計画を作成する際に、イメージの広がりを意味なく制限することはよい方向、プログラム設計とは思えませんし、応募者の好感や賛同を得られにくいのではないかと感じますので、特段の理由がなければ再考すべき方向性かと考えますが、いかがでしょうか。	新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりオンライン招へいとなった場合、感染拡大傾向の中での実施となることを前提と考え、感染拡大防止のためオンラインによる成果発表としています。成果発表時期の感染状況によりオフライン（実開催）を併用した成果発表を妨げるものではありません。
2	仕様書６（3）ウ（ウ）b	オフライン（招聘アーティストが来日する）とオンラインで、招聘アーティストに対する支援経費項目が違います。 「渡航費」はオンラインの場合、渡航が実現しないことから支出がないということは理解できますが、「滞在費」が支給されないのはどういった考え方によるものでしょうか？ アーティスト・イン・レジデンス事業は、招聘アーティストに業務委託を行うものではなく、招聘アーティストを支援する考え方のもとに事業が実施されます。 アーティスト・イン・レジデンスは、招聘するアーティストに「時間（制作に集中できる時間）・空間（滞在場所・制作場所）・機会」を提供するものであり、その意味は、アーティスト・イン・レジデンスでアーティストが招聘されている期間は、制作などの活動に集中できる状態をつくるためとして、ほかの仕事をしなくてよいように生活のためにかかる経費を「滞在費・日当」などの経費項目で支給するものです。つまりオフラインでもオンラインでも「滞在費」は必要だと通常は理解されています。 このアーティスト・イン・レジデンス事業運営の原則的なありようと札幌市の考え方が異なるのはなぜか。札幌市独自の考え方によるものか、また、日本国内他都市の他事業を参照されたのか、有識者からのアドバイスなのか、この判断に至った経緯・アドバイスを受けた団体名・個人名も教えてください。	オンライン上での招へいは、実滞在を伴わないことから旅費や滞在費という費目で計上せず調査活動費を増額する仕様としています。アーティスト支援方法等は、多種多様な方法があるものと認識しております。 なお、ご提案の中で日当の計上を妨げるものではありません。